

# 消費者被害注意報



## テレビショッピングで お試し購入したはずが、定期購入だった!?

### 事例

テレビショッピングで「健康食品」の紹介を見て、販売業者に注文するために電話したところ、「3 か月は飲まないと効果があらわれない」との説明があったため、お試しのつもりで 3 箱を約 1 万円で注文した。

その後、3 箱届き、代金を支払った。

3 か月後、販売業者から **同じ商品 3 箱が再び届き、初めて定期購入であることが分かった。**2 回目の代金はなんと **3 万円** と記載されていた。

すぐに販売業者に問い合わせたところ、「変更やキャンセルについては次回お届け予定日の 10 日前までに解約の電話を入れないと応じられない」と言われた。

2 箱飲んだがあまり効果が感じられず、胃に違和感も感じたため、最後の 1 箱は飲むのを止めていた。これ以上は飲めないし、効き目も感じられない商品に高額な代金を支払いたくない。



### 消費者トラブル防止のために

- 電話注文時に販売業者から、別の商品や複数月分の商品を勧められても、興味がなければきっぱりと断りましょう。
- テレビショッピングのような「通信販売」は、原則クーリング・オフ対象外ですが、広告で触れられていない商品を電話で勧誘された場合は、「電話勧誘販売」となりクーリング・オフの対象になる場合がありますのであきらめず消費生活センターにご相談ください。

※健康食品を摂取して体調に異変を感じた場合は、速やかに摂取を中止し、医師に相談しましょう。

※健康食品はあくまで補助的なものです。安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、まずは毎日の食事や運動の改善を図りましょう。



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く